

あきる野市重層的支援体制整備事業
実施計画

令和8年3月

1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	1
4	重層的支援体制整備事業の概要	2
5	重層的支援体制整備事業における各事業の実施体制について	3
	(1) 包括的相談支援事業	3
	(2) 参加支援事業	6
	(3) 地域づくり事業	7
	(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	11
	(5) 多機関協働事業	12
6	会議体の設置・運営	14
7	計画の推進、連携体制及び評価	16
	(1) あきる野市福祉サービス連携推進会議	16
	(2) あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会	16
	(3) 評価について	17

1 計画策定の背景と目的

重層的支援体制整備事業は、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応するために、包括的な支援体制を整備することを目的とし、令和3年4月の社会福祉法の改正に伴い新たに創設された事業で、「包括的相談支援事業」「参加支援事業」「地域づくり事業」「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」「多機関協働事業」を一体のものとして実施することとされています。

市では、地域共生社会の実現を目指すため、「みんなが支え合い、育ち合うまち」を基本理念としたあきる野市地域保健福祉計画を令和7年3月に策定しました。この計画では、各分野の制度では解決できない課題を抱える制度の狭間にいる人や多様化する課題に対応しながら、地域生活課題を解決するため、ゆるやかにつながる環境の構築や包括的に受け止める体制づくりの施策を定めています。また、施策の推進を図るため、その手段の一つである重層的支援体制整備事業を踏まえた施策の展開を示しています。

このことから、あきる野市地域保健福祉計画に基づき、令和8年度から重層的支援体制整備事業を実施するに当たり、「あきる野市重層的支援体制整備事業実施計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第106条の5第1項に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するために定めた計画です。

あきる野市地域保健福祉計画のほか、保健福祉分野の個別計画であるあきる野市障がい者福祉計画（障がい者計画・障害福祉計画・障がい児福祉計画）、あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、あきる野市健康増進計画「めざせ健康あきる野21（第二次）」、あきる野市自殺対策推進計画及びあきる野市子ども・子育て支援総合計画との整合性を図りながら推進します。

3 計画の期間

本計画の期間は、あきる野市地域保健福祉計画の期間と連動させ、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。また、国の施策や社会情勢の変化等に応じ、適宜見直しを行うものとしてします。

	R2 /2020	R3 /2021	R4 /2022	R5 /2023	R6 /2024	R7 /2025	R8 /2026	R9 /2027	R10 /2028	R11 /2029
あきる野市 地域保健福祉計画	R2～R6					R7～R11				
あきる野市 重層的支援体制整備事業 実施計画							R8～R11			

4 重層的支援体制整備事業の概要

社会福祉法第106条の4では、重層的支援体制整備事業について、市内の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することを必須にしています。

重層的支援体制整備事業における各事業の内容については、以下のように社会福祉法第106条の4第2項に規定されています。3つの支援を第1号から3号に規定し、それを支えるための事業として第4号以降を規定しています。

それぞれの事業は、個々に独立して機能するものではなく、一体的に展開することで一層の効果が出るとされています。

〈社会福祉法第106条の4第2項〉

		3つの柱とそれを支える事業	国で示す既存の対象事業等	
第1号	イ	属性を問わない相談支援	地域包括支援センターの運営	P4
	ロ		障害者相談支援事業	P4
	ハ		利用者支援事業	P5
	ニ		生活困窮者自立相談支援事業	P5
第2号	参加支援	NEW 本人やその世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握した上で、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行う	P6	
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	地域介護予防活動支援事業	P7
	ロ		生活支援体制整備事業	P8
	ハ		地域活動支援センター事業	P8
	ニ		地域子育て支援拠点事業	P9
			NEW 生活困窮者支援等のための地域づくり事業	P9
第4号	アウトリーチ等を通じた NEW 継続的支援事業	訪問等により継続的につながり続ける機能	P11	
第5号	多機関協働事業	NEW 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	P12	
第6号	支援プランの作成	NEW ※多機関協働事業と一体的に実施	P12	

5 重層的支援体制整備事業における各事業の実施体制について

(1) 包括的相談支援事業

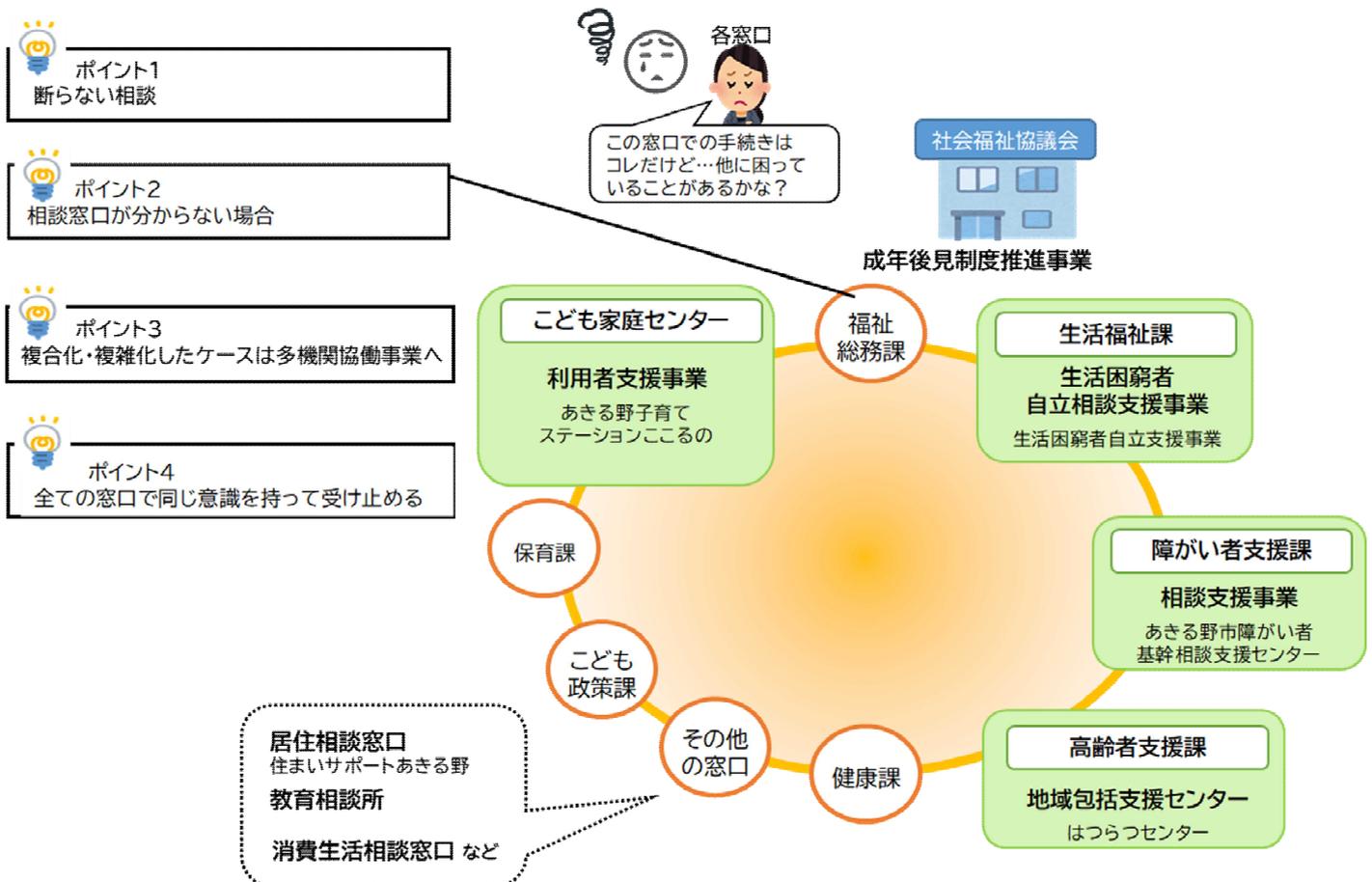
包括的相談支援事業では、介護、障害、子ども、生活困窮等の既存の各分野の相談支援窓口が、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。その上で、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援します【ポイント1】。

また、どの窓口で相談すれば良いかわからない相談内容については、福祉総務課保健福祉支援係で受け止めます【ポイント2】。

複合化・複雑化した支援ニーズを抱えており、支援関係機関の役割分担を整理する必要があるケースについては、多機関協働事業につなぎます【ポイント3】。

下表に挙げる相談支援窓口以外でも、市民と関わる全ての窓口で同じ意識を持って相談を受け止めます【ポイント4】。

あきる野市の包括的相談支援事業のイメージ図



<p>地域包括支援センターの運営 (社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号のイ) 介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事業</p>	<p>高齢者支援課</p>
<p>主な対象者：高齢者 箇所数：3か所</p> <p>地域包括支援センター（委託）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東部高齢者はつらつセンター 平沢 175-4（秋川ふれあいセンター内） 担当地区：雨間・野辺・小川・小川東・二宮・二宮東・平沢・平沢東・平沢西・切欠・秋留 ・ 中部高齢者はつらつセンター 秋川 5-1-8（あきる台在宅医療福祉センター2階） 担当地区：草花、菅生、瀬戸岡、原小宮、引田、湊上、上代継、下代継、牛沼、油平、秋川 ・ 五日市はつらつセンター 五日市 411（五日市出張所内1階） 担当地区：山田、上ノ台、網代、伊奈、横沢、三内、五日市、小中野、小和田、留原、高尾、館谷、入野、深沢、戸倉、乙津、養沢、小峰台、館谷台 <p>高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続していくことができるよう、個々の状況や変化に応じて、介護保険サービスのみならず、医療と介護、その他の関係者との連携を図り、地域性や利便性を考慮しながら、切れ目のないサービスの提供を目指して取り組んでいます。</p>	
<p>障害者相談支援事業 (社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号のロ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項第 3 号に掲げる事業</p>	<p>障がい者支援課</p>
<p>主な対象者：障がい者やその家族 箇所数：1か所</p> <p>あきる野市障がい者基幹相談支援センター（委託） 二宮 670-5（秋川健康会館）</p> <p>障がい者の福祉に関する様々な問題について、障がい者、障がい児、難病患者やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行います。</p>	

<p>利用者支援事業（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号の八） 子ども・子育て支援法第 59 条第 1 号に掲げる事業</p>	<p>こども家庭センター</p>
<p>主な対象者：妊産婦、子育て家庭 箇所数：1 か所</p> <p>あきる野子育てステーションこころの 秋川 1-8 トラストルピア（あきる野ルピア）2 階</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援総合窓口【基本型】（委託） 子ども・その保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施します。 ・こども家庭センター【こども家庭センター型・妊婦等包括相談支援事業型】（直営） 母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全ての子どもとその家庭（妊産婦を含む）に対する虐待への予防的な対応から個々の家庭の状況に応じた包括的な支援を切れ目なく実施します。また、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。 	
<p>生活困窮者自立相談支援事業（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号の二） 生活困窮者自立支援法第 3 条第 2 項各号に掲げる事業</p>	<p>生活福祉課</p>
<p>主な対象者：市民（生活の困りごとや不安を抱えている方） 箇所数：1 か所</p> <p>生活困窮者自立支援事業（直営・委託） あきる野市役所 1 階 生活福祉係 （生活・就労相談窓口）</p> <p>生活の困りごとや不安を抱えている方の相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、自立に向けた支援を行います。就労能力や就労意欲のある方で住居を喪失する方への住居確保給付金の支給や家計相談、就労に不安を抱える方への就労準備支援を行います。</p>	

(2) 参加支援事業

参加支援事業は、既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人のため、本人やその世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握した上で、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行います。また、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行うとともに、マッチングした後は、本人の状態や希望に添った支援が実施できているかフォローアップします。

参加支援事業（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号）	福祉総務課
<p>実施箇所数：1 か所 あきる野市役所 3 階 福祉総務課 保健福祉支援係（直営）</p> <p>対象者：多機関協働事業において参加支援事業の利用が必要と判断されたケース</p> <p>実施内容</p> <ol style="list-style-type: none">① 本人の抱える課題を踏まえて、地区担当保健師が社会とのつながりや参加を支えるためのプランを作成します。② 本人の支援ニーズに合った支援メニューを作成し、既存の社会資源の活用方法が拡充できるよう働きかけ、受け入れ先の状況もアセスメントした上で、マッチングを行います。③ 受け入れ先に定期訪問するなど、一定期間フォローアップを行います。受け入れ先に対しても、本人との関わり方などに関して調整を行いません。④ 社会参加に向けて地域などとのつながりができ、本人とつながり先との関係性が安定したと判断した段階で終結となります。終結後も定期的な連絡を行うなど、つながりの維持に向けた働きかけを行います。	

(3) 地域づくり事業

地域づくり事業では、介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行います。

地域介護予防活動支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第3号のイ） 介護保険法第115条の45第1項第2号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの	
介護予防リーダー育成支援事業（委託及び直営）	高齢者支援課
<p>実施箇所数：1か所 対象者：市民 実施内容：介護予防に関心がある市民に介護予防に必要な知識や方法を学んでもらい、地域で活動する介護予防リーダーとして育成します。また、介護予防リーダーの活動に対して、補助金を交付します。 地域づくりのための事業内容：介護予防リーダーが地域で高齢者が集まる場所を作り、体操など介護予防につながる活動を高齢者とともに地域へ広めていくとともに、通いの場を維持・活性化できるよう支援します。</p>	
地域イキイキ元気づくり事業（直営）	健康課
<p>実施箇所数：50か所（町内会館・自治会館、地区会館など）※詳細は別表（P10）参照 対象者：市民 実施内容：広い世代を対象した健康づくりと介護予防を目的とした事業です。ストレッチ、介護予防体操、運動機能測定、レクリエーション、健康のワンポイントアドバイスなどを地域の会館で定期的に行います。 地域づくりのための事業内容：健康づくり市民推進委員会を中心に、町内会・自治会、ふれあい福祉委員、民生児童委員、高齢者クラブなどの協力を得て、地域ぐるみで実施します。</p>	

地域子育て支援拠点事業 （社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号の二） 子ども・子育て支援法第 59 条第 9 号に掲げる事業	
子育てひろば（委託）	こども家庭センター
実施箇所数：3 か所 子育てひろば こころの（トラストルピア（あきる野ルピア）2 階） 子育てひろば るぴああきる野っ子（トラストルピア（あきる野ルピア）1 階） 子育てひろば いつかいち（五日市保健センター1 階） 対象者：就学前の子どもとその保護者 実施内容：室内遊具で自由に遊べるように開放するほか、子育て相談やイベント、講座を実施します。 地域づくりのための事業内容：子育て中の親子が気軽に集い、相互に交流し、子育ての不安等を相談できる場として子育て相談や子育てサークル活動の場の提供、講習会などを実施します。また、地域の参加者・利用者同士の交流をもち、つながる居場所づくりに取り組みます。	
生活困窮者支援等のための地域づくり事業 （社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号）	生活福祉課
実施箇所数：1 か所 あきる野市役所 1 階 生活福祉課 生活福祉係（直営） 対象者：市民 実施内容：自立相談支援事業の相談者の実態や民生・児童委員が相談を受けたケースなどに調査を行い、生活困窮者のニーズを把握します。 地域づくりのための事業内容：把握したニーズを踏まえたうえで、既存社会資源（先述の事業の他、子ども食堂推進事業、地域子ども育成リーダー、ふれあいサロンなど）を活用し、情報発信を行うとともに、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場を整備します。	

地域イキキ元気づくり事業 実施箇所

	秋川地区		五日市地区	五日市地区	
	地区	会場		地区	会場
秋川地区	雨間	雨間クラブ	山田	山田会館	
		グリーンタウン自治会館	網代	網代会館	
	野辺	八雲神社社務所	新宿	新宿自治会館	
	二宮	二宮地区会館	上宿	上宿自治会館	
	小川・小川東	玉見会館	中平	上村会館	
	秋留台	秋留台自治会館	北伊奈	北伊奈会館	
	秋川ハイツ	秋川ハイツ自治会館	西伊奈	西伊奈自治会館	
	平沢	平沢会館	森ノ下	森ノ下自治会館	
	大塚	あきる野保健相談所	横沢	横沢自治会館	
	上引田	上引田会館	三内	三内自治会館	
	中引田	中引田会館	留原	留原会館	
	下引田	下引田会館	中村	中村自治会館	
	淵上	淵上会館	高尾	高尾自治会館	
	上代継	千代里会館	上館谷	上館谷自治会館	
	油平	油平クラブハウス	山下	山下自治会館	
	油平本町	八幡会館	戸倉東部	下宿会館	
	富士見台	富士見台自治会館	戸倉東部（盆堀）	盆堀会館	
	森山	森山会館	戸倉西部（星竹）	星竹地区会館	
	高瀬	高瀬会館	戸倉西部（城山）	西戸倉地区会館	
	草花	草花台会館	落合	落合会館	
	折立	折立会館	軍道	軍道会館	
	西ヶ谷戸	草花会館	養沢	養沢自治会館	
	瀬戸岡	瀬戸岡会館	小机	小机自治会館	
	草花住宅	草花住宅集会所	全地区フォロー	五日市保健センター	
	ホームタウン秋川	小川会館			
	全地区フォロー	秋川ふれあいセンター			

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業では、複合化・複雑化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない人（例えば、長期にわたりひきこもりの状態にある等）と直接かつ継続的に関わるために信頼関係を構築し、必要な支援を行います。

潜在的なニーズを抱える人を早期に発見するために、支援関係機関や地域住民等の関係者と連携し、これらのつながりの中からニーズや課題を把握します。

アウトリーチ等を通じた継続的支援 (社会福祉法第106条の4第2項第4号)	福祉総務課
<p>実施箇所数：1か所 あきる野市役所3階 福祉総務課 保健福祉支援係（直営）</p> <p>対象者：多機関協働事業においてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の利用が必要と判断されたケース</p> <p>実施内容</p> <ol style="list-style-type: none">① 潜在的なニーズを抱える人を発見するため、地域住民が集まる場などへ出向いて関係性を構築し、情報収集します。② 丁寧な情報収集や自宅への訪問等によって本人との信頼関係を構築し、本人の状況や支援課題を確認します。③ 本人と信頼関係を維持しながら、必要な支援機関につながります。④ 本人に合った地域との関わりや地域からの理解を構築していきます。	

(5) 多機関協働事業

多機関協働事業は、各窓口や支援関係機関等からつながれた、単独の支援関係機関では対応が難しい複合化・複雑化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例について、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランを作成します。必要に応じて、支援関係機関と連携しながら相談者本人に直接会って独自のアセスメントを行うなどといった直接的な支援も行います。また、支援の進捗状況等を把握し、必要に応じて助言を行う調整役を担います。

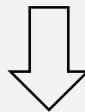
多機関協働事業（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号）	福祉総務課
<p>実施箇所数：1 か所 あきる野市役所 3 階 福祉総務課 保健福祉支援係（直営）</p> <p>対象者：複合化・複雑化した支援ニーズを抱えた人や世帯</p> <p>実施内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 支援関係機関等から相談を受け付けます。 ② 多機関協働事業による相談支援を行うことが決まったら、原則として本人に相談受付・申込票を記入してもらい、利用申込を受け付けます。 ※支援関係機関の通常の連携体制で解決が可能であると判断した場合には、紹介元の支援関係機関と協議したうえで事例を紹介元に戻すこととしますが、紹介元と保健福祉支援係の連携体制は整えておきます。 ③ 支援に対しての本人同意が得られない場合は、関係者による支援会議【P14 参照】を開催します。 ④ 日頃、本人や世帯に関わっている支援関係機関が必要な情報を集約し、インタビュー・アセスメントシートにまとめ、重層的支援会議【P14 参照】に資料として提示します。 ※保健福祉支援係が情報収集をしアセスメントを実施する場合も想定されます。 ⑤ 重層的支援会議において、必要に応じて本人に参加を求め、支援の目標や方向性、相談窓口、支援関係機関の役割分担を整理し、支援プラン（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 6 号）を作成します。 ⑥ 支援関係機関がチーム一体となり、支援プランに基づく支援が円滑に進むよう必要な支援を行います。 ⑦ 支援プランに基づく支援の実施状況について支援関係機関から情報収集して随時把握し、必要に応じて、収集した情報を基に再度役割分担や支援の方向性を整理・変更します。 ⑧ 本人やその世帯の課題が整理され、支援の見通しがつき、支援プランによって支援関係機関の役割分担について合意形成を図ることができた時点で、多機関協働事業としての関わりは一旦終結となります。主担当となる支援担当者を設定します。 ⑨ 終結後に本人に変化が生じた場合や、再度課題の解きほぐしや支援関係機関の役割の整理が必要となった場合には、速やかに多機関協働事業による支援を再開します。 ⑩ 支援終結後も保健福祉支援係と主担当となる支援関係機関は情報共有を行います。 	

地区担当保健師について

市内の地区を6つ*に分け、それぞれに地区担当保健師を配属しています。

〈地区担当保健師の役割〉

- ・ 地域における健康教育、健康相談、各種健診・検診後のフォローなどの充実
- ・ 地域の健康課題を捉え、健康的な生活を送れるように住民や支援関係機関と協働
- ・ 複合化・複雑化した問題を抱える世帯の支援
- ・ 制度の狭間にいる人や世帯の支援



多機関協働事業として担当地区の事例について支援関係機関の調整を図るほか、心身の健康面で介入が必要な事例については、地区担当保健師を支援関係機関の一員として位置付け、個々の状況に応じた支援を提供します。

*地区割り

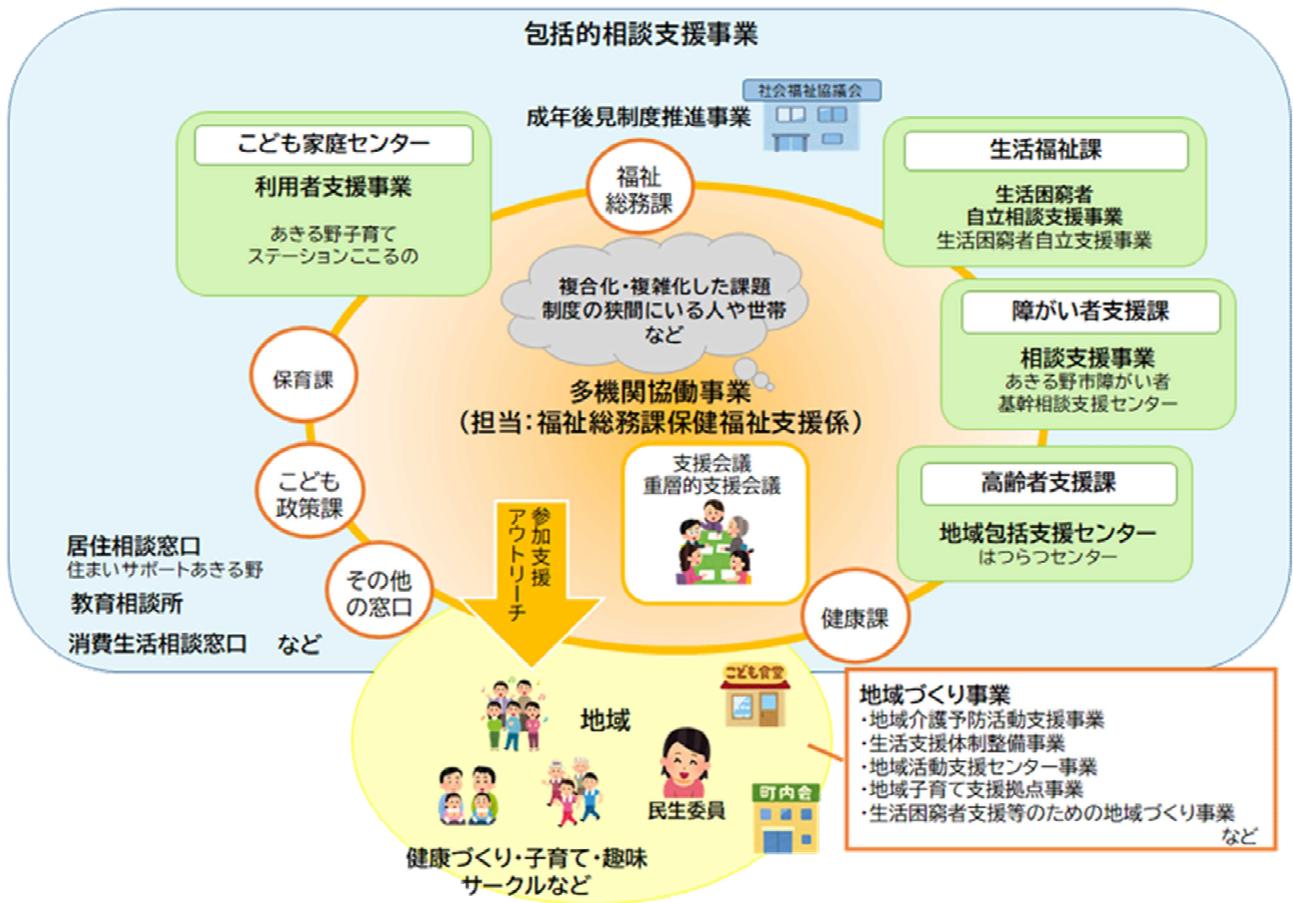
- ・ 東秋留A（雨間、平沢、平沢東、平沢西、切欠、秋川、秋留）
- ・ 東秋留B（野辺、小川、小川東、二宮、二宮東）
- ・ 多西地区（草花、菅生、瀬戸岡、原小宮）
- ・ 西秋留（引田、瀏上、上代継、下代継、牛沼、油平）
- ・ 増戸（山田、上ノ台、網代、伊奈、横沢、三内）
- ・ 五日市・戸倉・小宮
（五日市、小中野、小和田、留原、高尾、館谷、入野、深沢、戸倉、乙津、養沢、館谷台）

6 会議体の設置・運営

複合化・複雑化した地域生活課題に対する支援を必要とする人や世帯に対する適切な支援を図るため、あきる野市重層的支援体制整備事業重層的支援会議及びあきる野市重層的支援体制整備事業支援会議を設置します。

	重層的支援会議	支援会議
主 催	多機関協働事業者（福祉総務課保健福祉支援係）	
根 拠 法 令	・あきる野市重層的支援体制整備事業に係る会議設置要綱	・社会福祉法第106条の6 ・あきる野市重層的支援体制整備事業に係る会議設置要綱
対 象 者	多機関協働事業者の利用者	潜在的な相談者、複雑化・複合化した課題を抱える者など
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・支援対象者の支援方針の検討並びに支援計画の作成及び適切性の協議に関すること ・支援計画の実施状況の把握及び終結時等の評価に関すること ・社会資源の充足状況の把握及び開発に向けた検討に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援対象者に対する支援を行うために必要な情報の交換に関すること ・支援対象者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制の検討に関すること
情報共有の本人同意	必要	不要
開 催 時 期	随時	
構 成 員	<ul style="list-style-type: none"> ・支援に関係する部署に属する市職員 ・支援関係機関の職員 ・その他支援対象者と直接関わりがある者 	

あきる野市の重層的支援体制整備事業 <全体図>



7 計画の推進、連携体制及び評価

P D C Aサイクルに基づいて、福祉サービス連携推進会議とあきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会において実施計画を評価します。



(1) あきる野市福祉サービス連携推進会議

庁内関係各課の職員によって組織している「あきる野市福祉サービス連携推進会議」において、重層的支援体制整備事業の各事業の推進に関する検証を行います。

(2) あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会

学識経験者、市民の代表、市内の保健福祉関係者、関係行政機関の職員によって組織している「あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会」に報告し、「あきる野市地域保健福祉計画」とともに本計画の進捗状況の確認を行います。

(3) 評価について

本計画は、あきる野市地域保健福祉計画における基本目標2「誰ひとり取り残さないまちをめざそう」の施策(1)「隙間なく包括的に受け止める支援体制の構築」の施策の展開を本計画においての指標目標とします。

本計画の評価については、相談件数などの定量評価と合わせて、関係機関・団体、市民との連携状況や地域福祉の推進状況を捉えることができる定性評価も行います。

① 定量評価

事業		指標
属性を問わない相談支援	地域包括支援センターの運営	<ul style="list-style-type: none"> 各分野における分野を超えて対応した相談件数 保健福祉支援係における相談件数及び相談内容(相談者に関わる課題の種類及び数)
	障害者相談支援事業	
	利用者支援事業	
	生活困窮者自立相談支援事業	
参加支援	地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行う	<ul style="list-style-type: none"> 集いの場や居場所など地域の社会資源の数 社会資源をマッチングした件数
地域づくりに向けた支援	地域介護予防活動支援事業	介護予防リーダー育成支援事業実績 <ul style="list-style-type: none"> 介護予防リーダー養成講座受講者数、PR回数、新規参加者数 介護予防リーダー自主グループ数・利用者数 地域イキイキ元気づくり事業実績 <ul style="list-style-type: none"> 地区活動及び個別支援において地域イキイキ元気づくり事業の参加を呼びかけた回数、参加人数及び属性
	生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターの活動実績 <ul style="list-style-type: none"> 新たな居場所づくりの実施状況(地域の訪問件数、居場所の対象者や内容) 居場所とのマッチングのための訪問件数

事業		指標
地域づくりに向けた支援	地域活動支援センター事業	生活支援センターフィレの活動実績 ・ボランティア受入れ等地域団体への協力の実績 ・グループ活動での地域交流状況 ・優先調達先の維持状況 地域活動支援センター秋川虹の家の活動実績 ・地域役員や団体等の行事などへの協力や参加状況 ・生産活動の販路や販売状況の維持状況
	地域子育て支援拠点事業	子育てひろばの活動実績 ・地域住民による講座の実施 ・ボランティアの受け入れ状況
	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	・事業実施内容
		・新たな居場所づくりの実績
アウトリーチ等を通じた継続的支援	訪問等により継続的につながり続ける機能	・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業利用件数 ・地域からの相談件数
多機関協働事業	世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	・多機関協働事業申込件数 ・会議の開催回数
支援プランの作成	※多機関協働事業と一体的に実施	・支援プランの作成件数

②定性評価

評価方法	指標
年度の始めと終わりに、関係機関に対してヒアリングやアンケートなどで意見聴取を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ケースについて他部署に気兼ねなく相談することができている ・多機関協働部署と各分野が協働して支援を継続している ・福祉領域以外の部署・機関からの相談の持ち込みがある

令和7年11月 策定
令和8年 3月 改訂